

西予市下水道事業 経営戦略

令和8年2月
西予市上下水道課

目次

第1章 経営戦略について

1-1	経営戦略改定にあたって	1
1-2	計画期間	1
1-3	対象事業	2
1-4	経営戦略の位置づけ	2

第2章 西予市下水道事業の概要

2-1	下水道事業の概要	3
2-2	施設概要	4
2-3	下水道使用料体系	5
2-4	下水道事業の取組	6
2-5	組織の状況	7

第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1	現状分析	8
3-2	経営指標による分析	13
3-3	他団体との比較	17

第4章 経営の基本方針

4-1	基本理念	21
4-2	基本方針	21

第5章 将来の事業環境

5-1	将来人口推計	22
5-2	将来水量推計	22

第6章 投資・財政計画

6-1	使用料収入	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
6-2	建設改良費	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
6-3	建設改良費財源	・・・・・・・・・・・・・・・・	24
6-4	企業債残高	・・・・・・・・・・・・・・・・	24
6-5	一般会計繰入金	・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6-6	経費回収率	・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6-7	目標指標	・・・・・・・・・・・・・・・・	26
6-8	目標指標達成に向けた具 体的な取組	・・・・・・・・・・・・・・・・	27
6-9	投資・財政計画	・・・・・・・・・・・・・・・・	28

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・ 30

参考 各用語の説明

第1章 経営戦略について

1-1 経営戦略改定にあたって

本市では、計画的に下水道施設の整備を進めていますが、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や老朽化した施設等の改築更新費用の増加が懸念されるなど、事業を取り巻く環境は大きな変化局面を迎えています。

こうした中、最適な投資規模や資金計画等各種の経営課題の再検討を行うとともに、必要な財源構成の全体的な見直しを図り、将来にわたり持続可能な経営に向けた取り組みを進めていくため、令和2年度に計画期間を令和2年度から令和11年度として、経営戦略を策定しました。

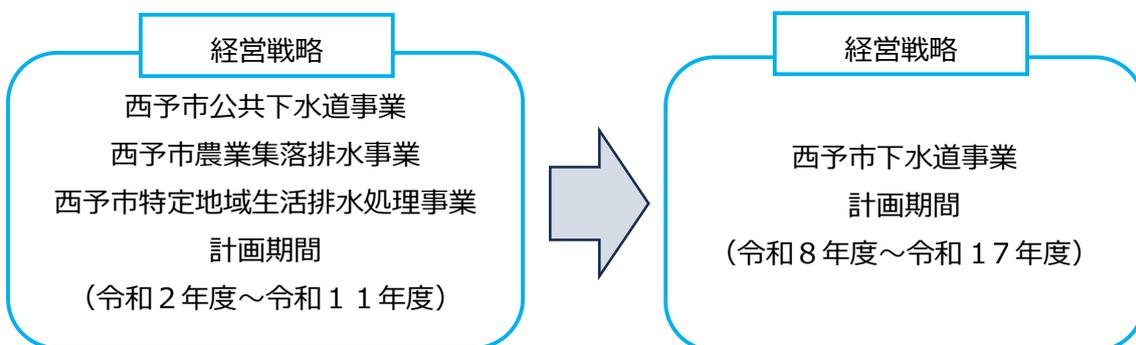
そして、令和4年1月25日に総務省より改定推進通知が発出され、令和7年度までの経営戦略改定が要請されました。このため今回、同通知の要請に基づき現行の経営戦略を改定するものです。

なお、経営戦略は原則として会計単位で作成することとなっています。本市の下水道事業は元々、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3会計がありましたが、令和5年度より会計を統合して1会計となっています。このため、今回改定する経営戦略は下水道事業として一つにまとめ、各事業の状況については各論で記載することとします。

1-2 計画期間

計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間とします。

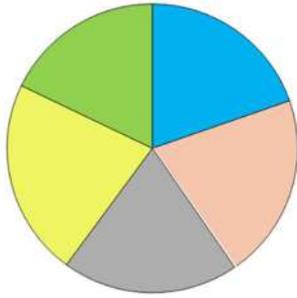
また、計画期間中に推進すべき具体的施策や指標を示し、適切な下水道事業の運営に努めます。



1-3 対象事業

本経営戦略の対象となる事業は、下水道事業です。

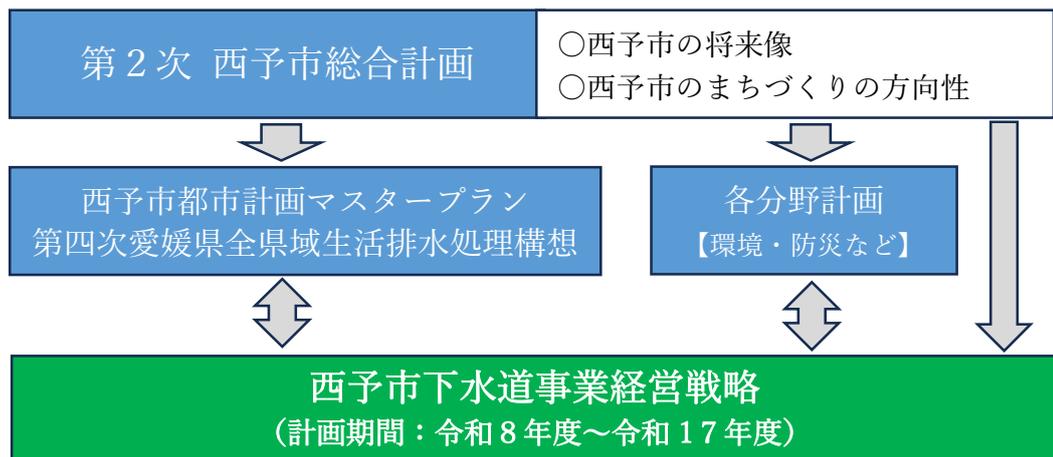
また、令和6年度末における下水道事業利用者は13,465人であり、行政人口の約40%を占めています。その内訳は下図のとおりとなっています。



処理方法	人数(人)	割合
公共下水道	6,551	19.6%
農業集落排水	6,884	20.6%
特定地域排水処理	30	0.1%
合併浄化槽	6,555	19.7%
単独処理浄化槽	7,355	22.1%
汲み取り	5,951	17.9%
合計	33,326	100.0%

1-4 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、市政の最上位の方針である「西予市総合計画」を上位計画として位置づけます。また、まちづくりの方向性や具体的な都市計画を定めた「西予市都市計画マスタープラン」や、施設の将来における維持管理等の考え方を示した「西予市公共施設等総合管理計画」、その他環境・防災などの各分野における本市の計画のほか、「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」など他の計画と連動し、計画の整合性を図ります。



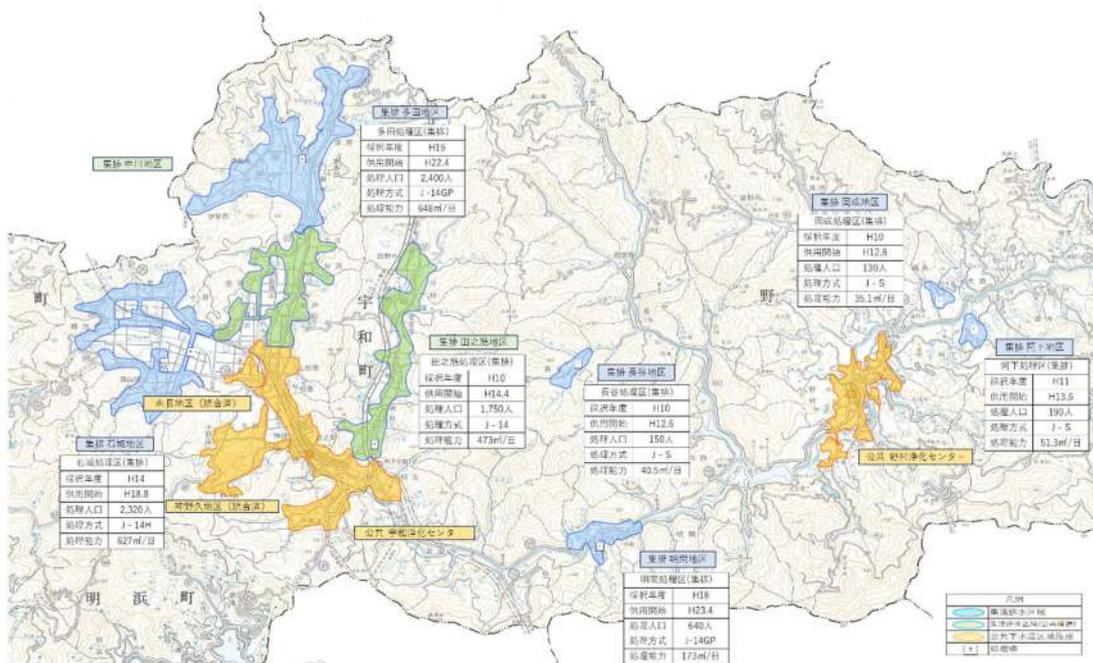
第2章 西予市下水道事業の概要

2-1 下水道事業の概要

本事業は農業集落排水事業が平成8年度に供用開始され、次いで市町村合併により、旧宇和町・旧野村町を処理区域とする公共下水道事業が平成17年度に供用開始されました。それ以降、特定地域生活排水処理が整備され、現在の本市における生活排水処理事業の形となりました。なお、現在は老朽化した施設の更新、効率的な事業運営のために処理区域の統合を実施しています。

令和7年4月時点

処理事業名称	供用開始年度	処理区域面積	処理場数
公共下水道事業	平成17年度	463ha	2
農業集落排水事業	平成8年度	591ha	8
特定地域生活排水処理事業	平成20年度	2ha	(浄化槽基数) 20



処理区域の状況

2-2 施設概要

(1) 処理場施設

本事業の処理場数は、令和7年4月時点において、公共下水道事業で2か所、農業集落排水事業で8か所となっています。その概要は以下のとおりです。なお、特定地域生活排水事業は浄化槽の設置事業であるため、処理場は有していません。

● 公共下水道事業

名称	位置	供用開始年度
宇和浄化センター	宇和町稲生	平成19年度
野村浄化センター	野村町野村	平成16年度

● 農業集落排水事業

名称	位置	供用開始年度
田之筋地区処理場	宇和町明石	平成14年度
中川地区処理場	宇和町坂戸	平成15年度
石城地区処理場	宇和町山田	平成18年度
多田地区処理場	宇和町東多田	平成22年度
明間地区処理場	宇和町明間	平成23年度
長谷地区処理場	野村町長谷	平成12年度
岡成地区処理場	野村町蔵良	平成12年度
阿下地区処理場	野村町阿下	平成13年度

(2) 中継ポンプ場

● 公共下水道事業

名称	位置	供用開始年度
永長地区中継ポンプ場	宇和町永長	令和7年度 ※1
神野久地区中継ポンプ場	宇和町久枝	令和7年度 ※2

※1 農業集落排水事業の供用開始年度は平成8年度

※2 農業集落排水事業の供用開始年度は平成11年度

(3) 管渠

令和7年4月末時点における管渠の総延長合計は268kmであり、法定耐用年数を経過した管渠はありません。

事業	管渠延長	法定耐用年数経過管渠延長
公共下水道	123km	0km
農業集落排水	145km	0km

2-3 下水道使用料体系

(1) 公共下水道事業

本市の令和6年度以降における公共下水道の使用料体系は、下表のとおり、「基本料金」と、使用水量に応じて変動する「従量料金」の2部から構成される2部料金制を採用しています。

用途	料金区分	汚水量	料金単価※税込
一般用	基本料金	8 m ³ まで	825 円
	超過料金 (1 m ³ あたり単価)	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	176 円
		20 m ³ を超えるもの	187 円

使用される水源	算定方法	計算式
上水道使用	水道メーター検針による	—
地下水（井戸水）使用	汚水量認定	人数 × 6 m ³
上水道と地下水（井戸水）併用	汚水量認定	水道使用水量と人数 × 6 m ³ ÷ 2

(2) 農業集落排水事業

本市の農業集落排水処理施設の使用料は、基本料金と使用人数で計算しています。

基本使用料（1 カ月あたり）【税込】	一般家庭	1,584 円
	店舗兼住宅	2,090 円
	店舗	5,236 円
使用者 1 人あたり【税込】		374 円

(3) 特定地域生活排水処理事業

本市の特定地域生活排水処理事業の使用料は、農業集落排水事業と同様に、基本料金と使用人数で計算しており、使用料も同額となっています。

基本使用料（1 カ月あたり）【税込】	一般家庭	1,584 円
使用者 1 人あたり【税込】		374 円

2-4 下水道事業の取組

(1) 未普及対策

下水道が整備されていない地域では、台所排水や風呂水が処理されず河川等に流され、水質に悪影響を与えます。そのような下水道が未普及の地域を解消するため、計画的に下水道の整備を行っています。

(2) 使用料改定の検討

人口減少による収入の減少、物価高騰や施設老朽化に伴う汚水処理コストの増大により、経営環境がより厳しくなっています。このことから、令和6年度に使用料の改定を実施しました。

(3) 老朽化対策

本市における下水道は平成8年度に供用を開始しており、現時点において耐用年数を経過している下水道管はありませんが、処理場やマンホールポンプは管渠に比べて耐用年数が短いことから、ストックマネジメント計画を策定し、計画に沿って適切な点検・評価、維持管理、および更新を実施しています。

(4) 広域化・共同化・最適化の推進

広域化・共同化については、愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会を通じて、県及び県下の市町とともに検討を進めています。また最適化については、農業集落排水事業の2地区を令和7年度に公共下水道事業へ統合し、施設最適化を図っています。

(5) 省エネ・再資源化

生活排水処理の過程で発生した汚泥については、水分を除去して発酵させることで、農地で再利用可能な堆肥として再資源化しています。

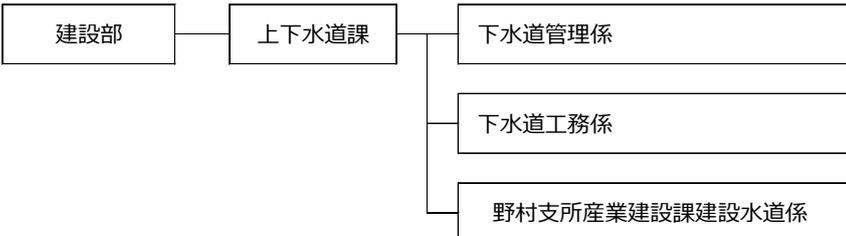
(6) 地方公営企業法の一部適用

公共下水道事業は令和2年度、農業集落排水事業および特定地域生活排水処理事業は令和5年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、より経営状況が把握できるようになりました。引き続き公営企業会計による事業運営を行うことで、経営基盤の強化に取り組んでいます。

2-5 組織の状況

本市下水道事業は、建設部に属しており、体制図は以下のとおりとなっています。安定したインフラ供給のためには、特に技術職員の育成が重要ですが、現状においては特段の問題は発生していません。しかし、今後の人口減少問題によって職員数も減少することが予想されており、引き続き技術継承していくとともに、必要に応じて民間への業務委託も検討してまいります。

(1) 公共下水道事業

職員数	損益勘定所属職員 3 人 (課長兼務 1 人※兼務、下水道管理係 1 人、野村支所産業建設課建設水道係 1 人)
	資本勘定所属職員 3 人 (下水道工務係 3 人)
事業運営組織	 <pre> graph LR A[建設部] --- B[上下水道課] B --- C[下水道管理係] B --- D[下水道工務係] B --- E[野村支所産業建設課建設水道係] </pre>

(2) 農業集落排水事業

職員数	損益勘定所属職員 3 人 (管理職 1 人、下水道管理係 2 人)
事業運営組織	 <pre> graph LR A[建設部] --- B[上下水道課] B --- C[下水道管理係] </pre>

※なお、農業集落排水事業は、令和 7 年度は上記のとおり所属職員 3 人ですが、令和 8 年度以降は 2 人（管理職 1 人、下水道管理係 1 人）になる見込みです。

(3) 特定地域生活排水処理事業

当該事業については、事業規模が小さいため専任職員を配置せず、農業集落排水事業の担当職員が兼務で業務にあたっています。

第3章 現状分析及び課題の抽出

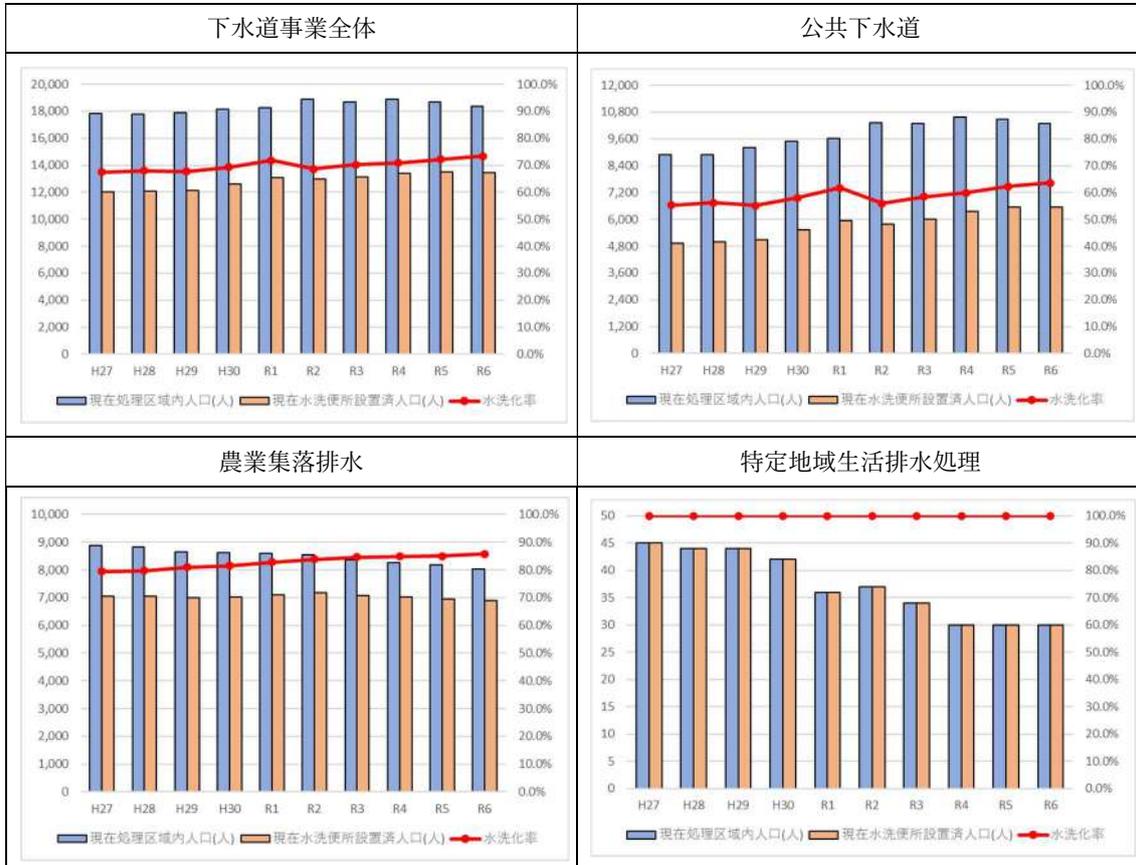
3-1 現状分析

(1) 人口の推移

公共下水道事業における処理区域内人口および水洗化人口は、面整備の実施や農業集落排水事業処理区の統合に伴って、直近10年では増加傾向にあります。一方、農業集落排水事業は、人口減少と一部地区の公共下水道への統合のため人口は減少しています。下水道事業全体としては、面整備や接続率の向上により増加傾向にあります。

また、水洗化率は各事業ともに近年は上昇傾向にあります。

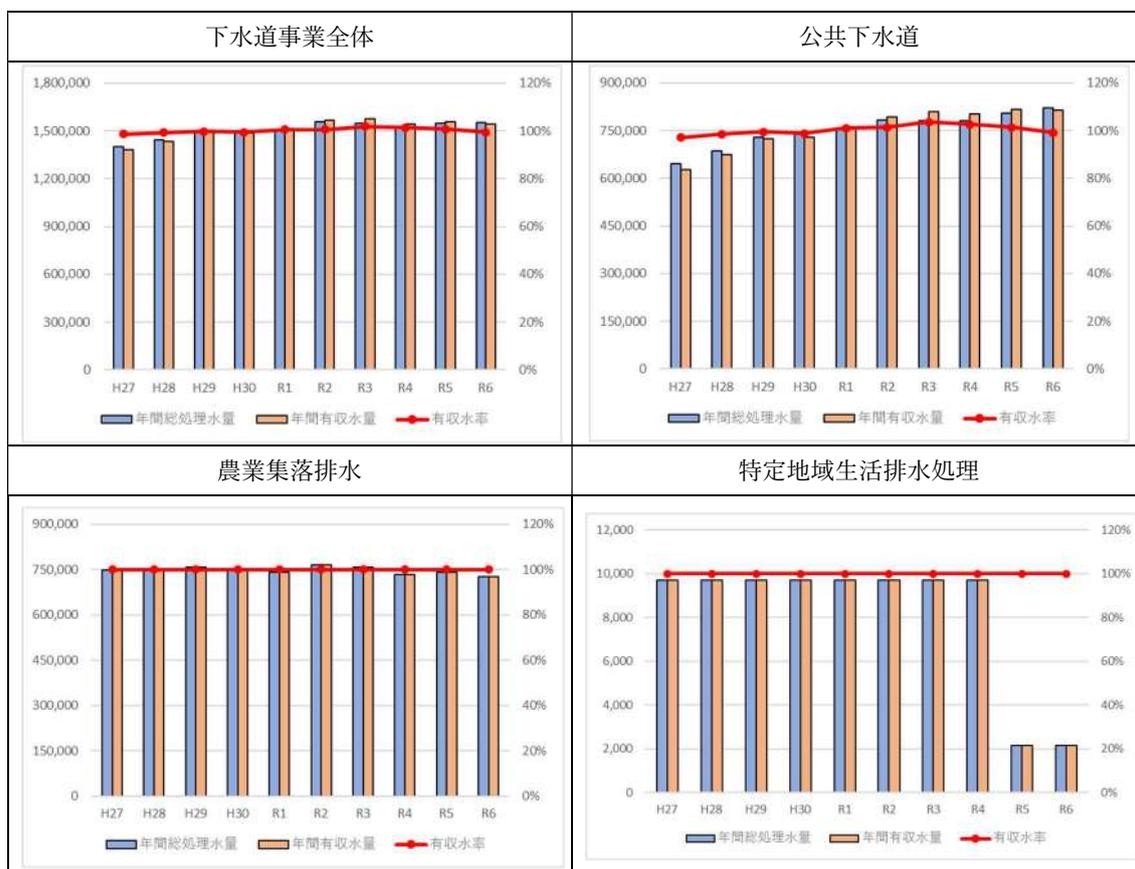
単位) 左軸：人、右軸：%



(2) 水量の動向

処理水量及び有収水量は、概ね人口動向に比例しています。また、総処理水量に対する有収水量の割合である有収水率は、全事業においてほぼ 100%で推移しており、効率性は高い水準となっています。

単位) 左軸：m³、右軸：%

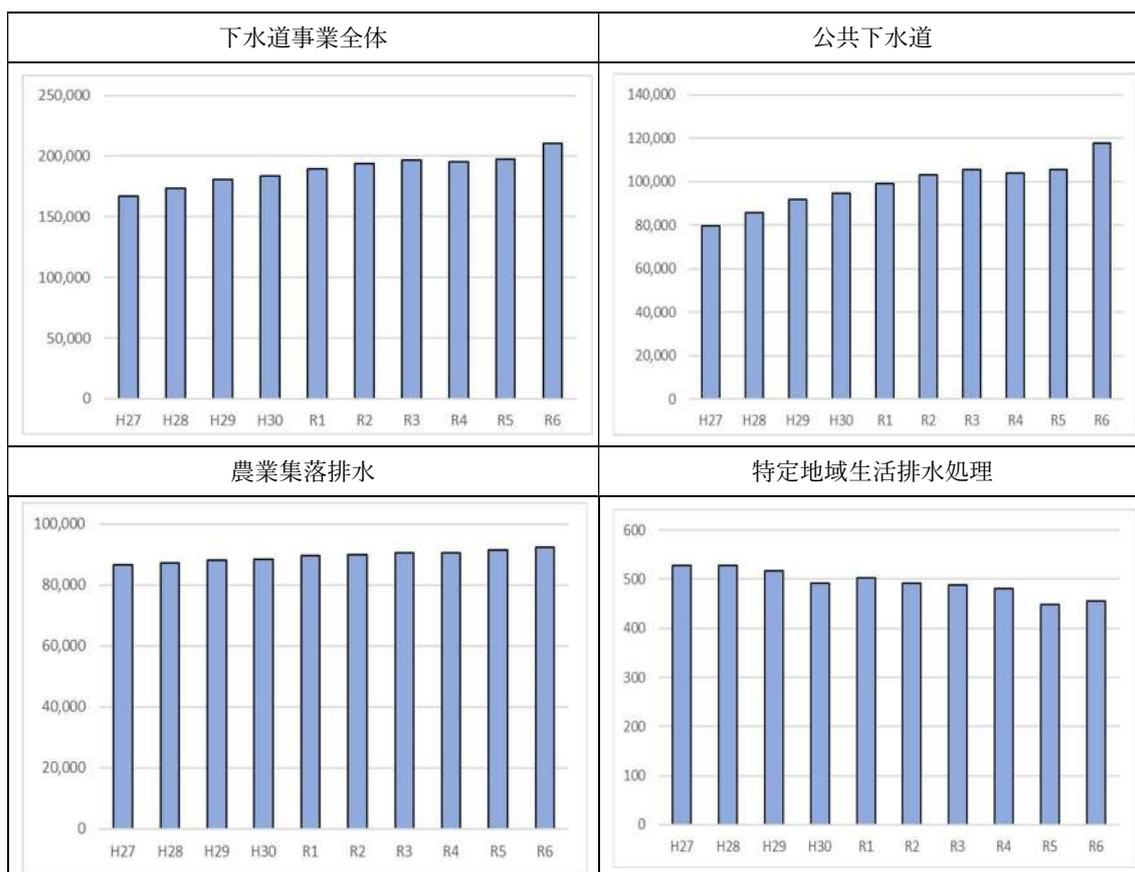


※特定地域生活排水処理事業においては、令和5年度に有収水量の算出方法を見直したため、減少しています（浄化槽の人槽による基準から実使用人数による基準に変更）。

(3) 使用料収入

面整備や接続率向上の影響に加え、令和6年4月1日に使用料の改定を行ったため、令和6年度は前年対比増収となりました。事業別にみると、統合の影響もあり公共下水道事業は増収傾向、農業集落排水事業は概ね横ばいとなっています。特定地域排水処理事業は、人口減少により減収となっています。

単位) 千円



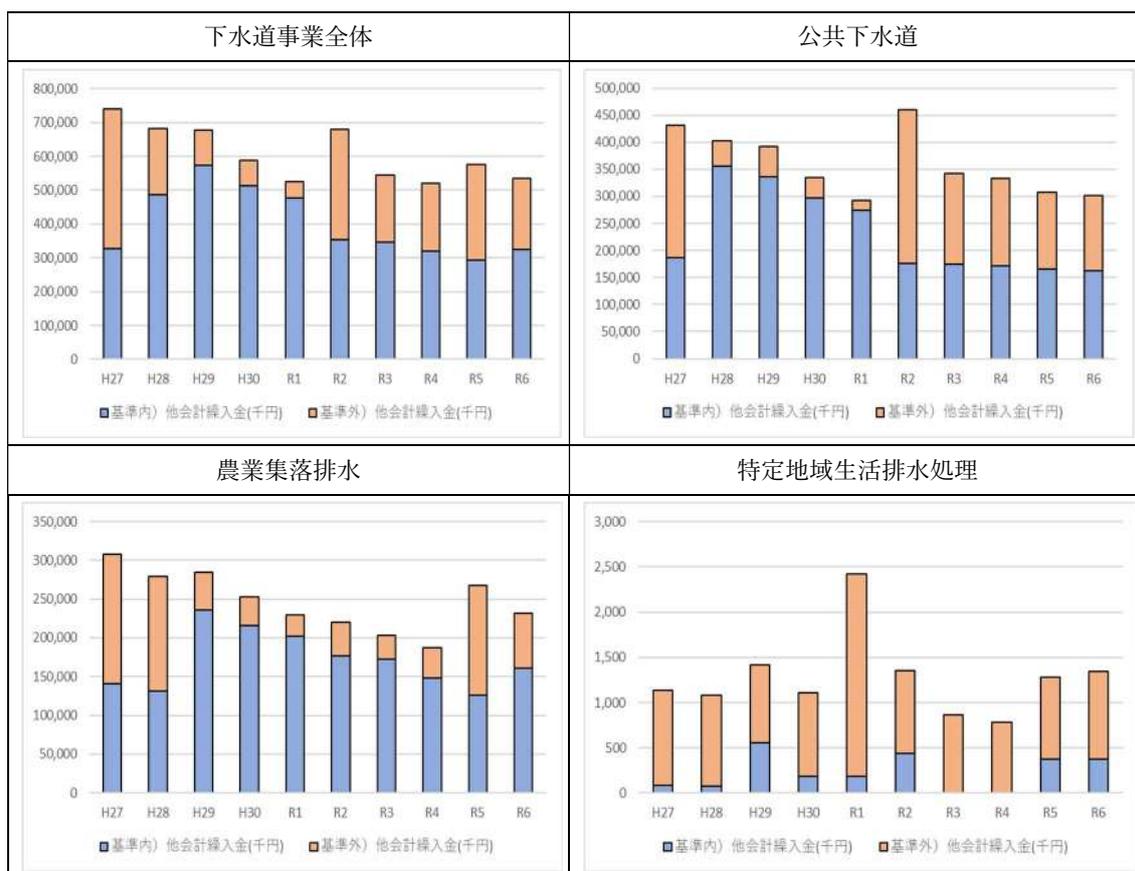
※なお、公営企業会計一部適用に伴う調整を以下のとおり実施しています。

- 公共下水道事業…令和元年度までを税抜き処理、令和元年度にて特例的未収金を調整
- 農業集落排水事業…令和4年度までを税抜き処理、令和4年度にて特例的未収金を調整
- 特定地域生活排水処理事業…令和4年度までを税抜き処理、令和4年度にて特例的未収金を調整

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金とは、一般会計より当会計に支出される負担金及び補助金、出資金等の総称であり、その金額には基準が定められています。本市において雨水処理に係る繰入金は無いため、収益的収入における繰入金は主に分流式下水道等に要する経費となっています。公共下水道事業と農業集落排水事業においては、地方公営企業法適用年度に手元資金を確保するために繰入金は一時的に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

単位) 千円



(5) 施設の老朽化状況

有形固定資産（償却資産）の老朽化状況は、以下の通りです。

比較的耐用年数の短い機械及び装置の老朽化比率は高いですが、固定資産の大部分を占めている構築物は、最も供用開始時期の古い農業集落排水事業でも 45%と、老朽化は進んでいません。

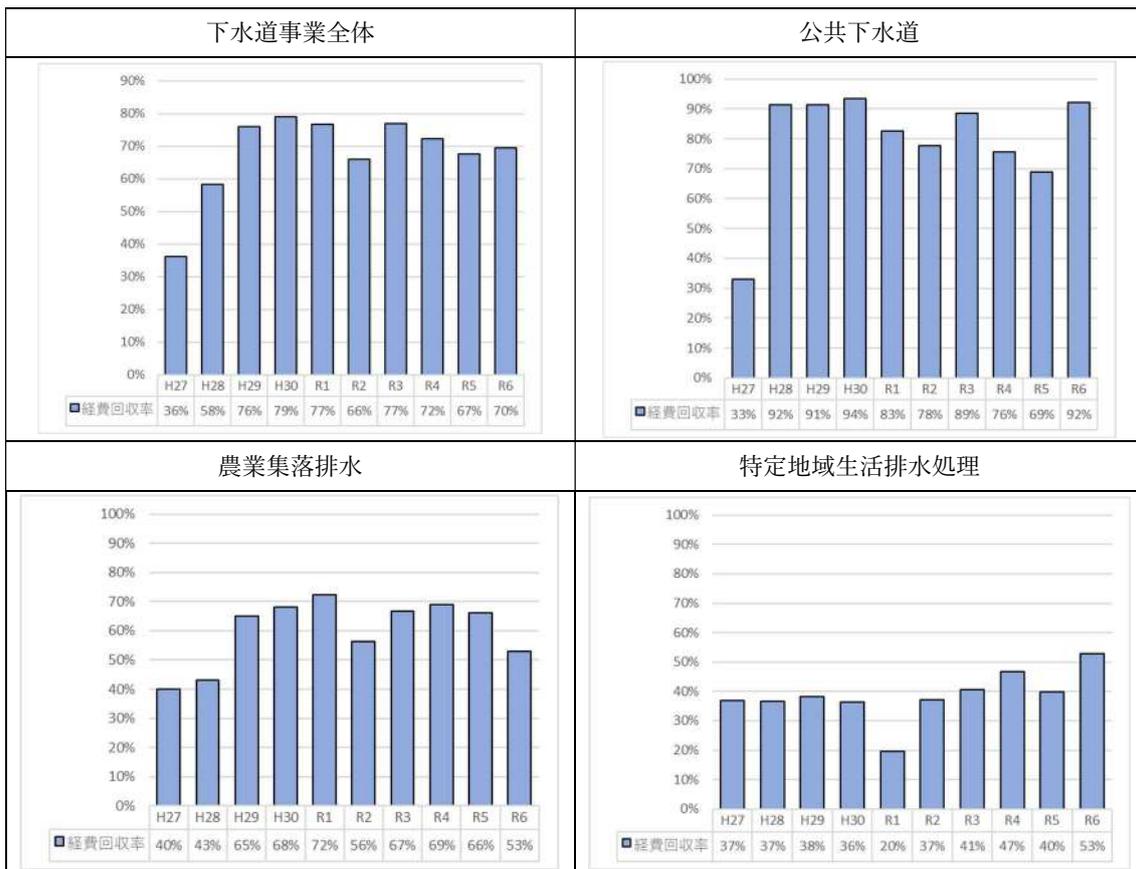
	建物	構築物	機械及び装置	工具器具 及び備品	車両運搬具
公共下水道	38.8%	31.7%	77.8%	90.0%	90.0%
農業集落排水	49.4%	45.0%	87.6%	-	90.0%
特定地域生活排水処理	-	-	56.4%	-	-

※なお、老朽化比率の算定にあたっては、固定資産の取得当初からの減価償却累計額÷取得価額により算出しているため、法適用決算書の数値による算定とは異なります。

3-2 経営指標による分析

(1) 経費回収率

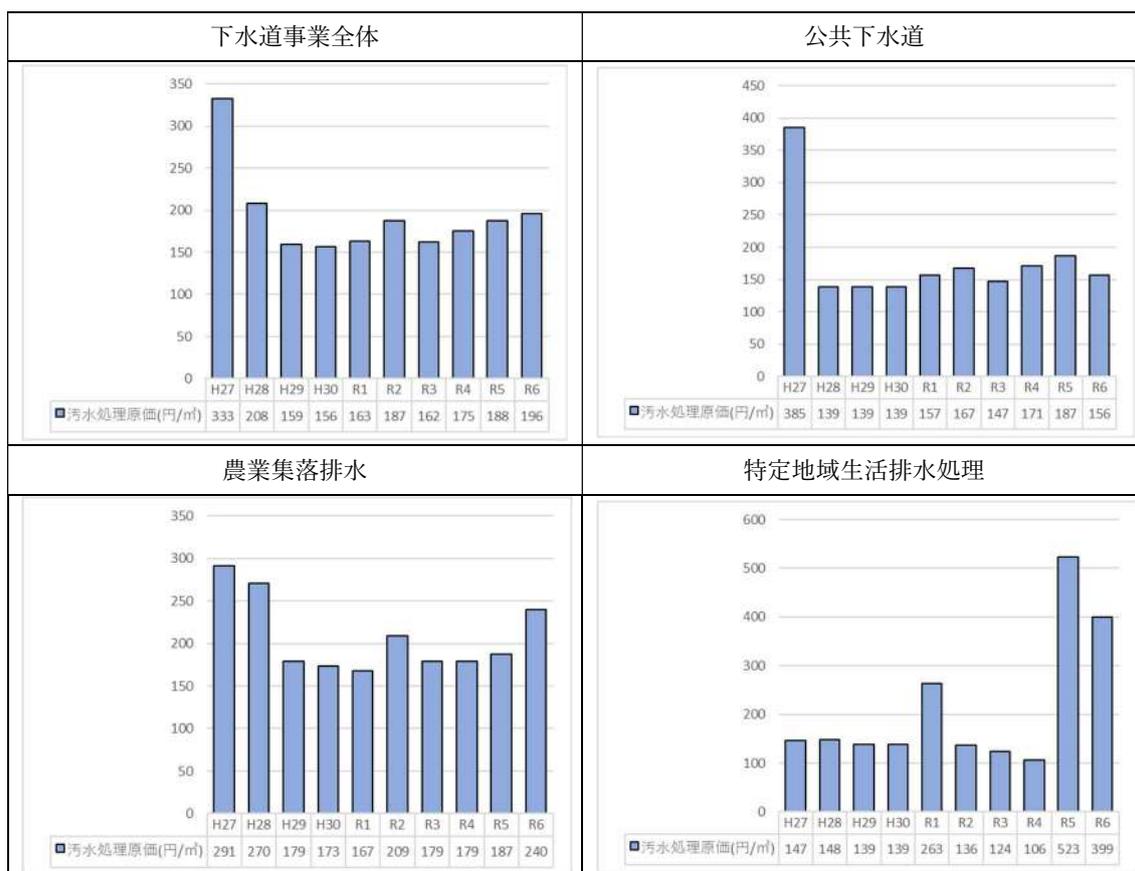
使用料収入を汚水処理費で除した指標で、汚水処理経費を使用料収入でまかなえているかを示す指標です。公共下水道事業においては令和6年度に使用料改定を実施したことから前年対比+23%改善しました。農業集落排水事業については改定率が軽微だったこともあり、下落傾向にあります。また、特定地域生活排水処理事業は、30~60%の水準で推移しています。



(2) 汚水処理原価（円／m³）

汚水処理費を年間有収水量で除した指標で、1 m³あたりの汚水処理経費がどの程度かかっているかを示す指標です。事業規模が小さいほど、その効率性の悪さから高くなる傾向にあり、今後老朽化への対応や物価高騰が予測されるため、上昇する可能性があります。このため、処理区の統合など、効率化を進める必要があります。

公共下水道事業は近年150～180円程度で推移しており、大きな変動はみられません。農業集落排水事業、および特定地域生活排水処理事業は、汚水処理費総額の増加に加えて有収水量が減少しているため増加傾向にあります。



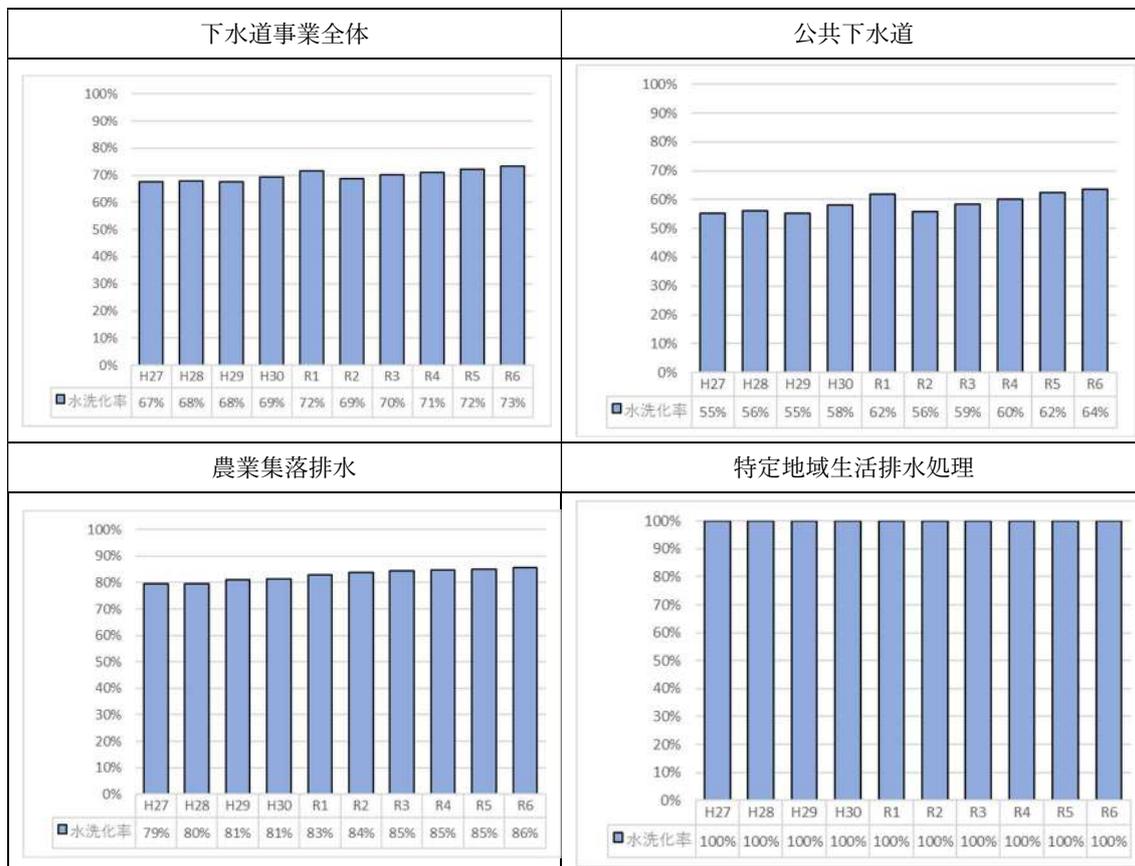
※なお、公営企業会計一部適用に伴う調整を以下のとおり実施しています。

- 公共下水道事業…令和元年度までを税抜き処理、令和元年度にて特例的未払金を調整
- 農業集落排水事業…令和4年度までを税抜き処理、令和4年度にて特例的未払金を調整
- 特定地域生活排水処理事業…令和4年度までを税抜き処理、令和4年度にて特例的未払金を調整

※公共下水道事業における平成27年度の数値が高い要因は、地方公営企業法非適用時代の汚水処理費の算出方法が法（一部）適用後の算出方法と異なっているためです。

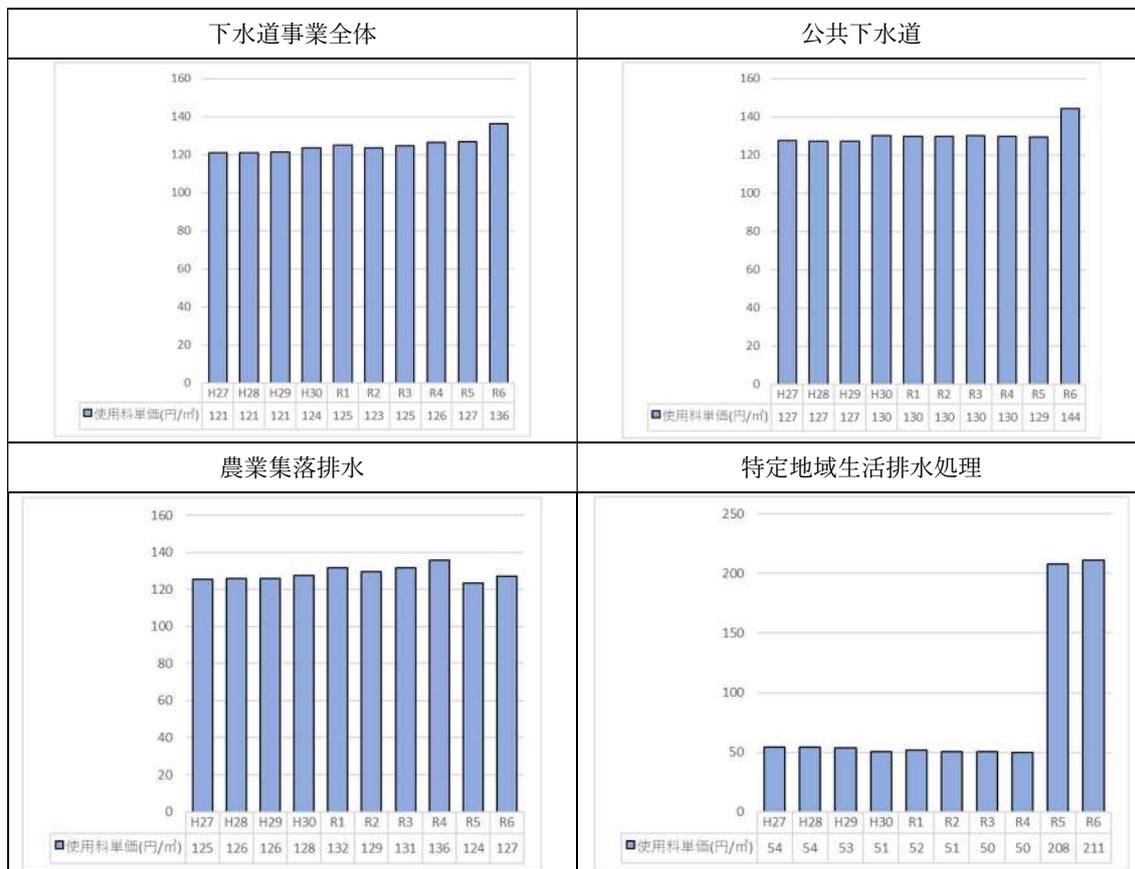
(3) 水洗化率

処理区域内人口のうち水洗便所を設置している人口の割合(接続率)を示した指標で、この値が高いほど無駄なく設備を活用できていることとなります。公共下水道事業においては、令和6年度末時点で64%となっています。増加傾向にはありますが、安定した経営を継続するために引き続き改善に努める必要があります。



(4) 使用料単価 (円/㎡)

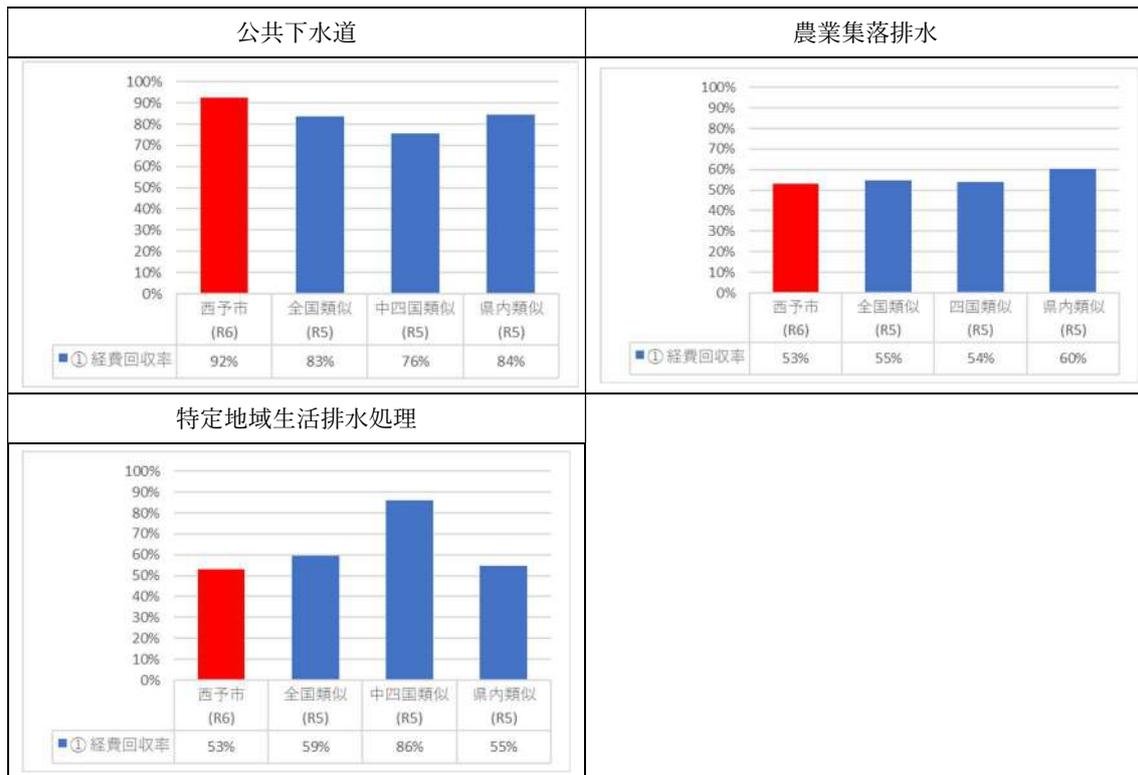
使用料収入を年間有収水量で除した指標で、1 ㎡あたりの使用料を示しています。公共下水道事業は令和 6 年度の使用料改定により増加しており、農業集落排水事業においても微増しています。特定地域生活処理排水処理事業については、有収水量の減少により増加しています。



3-3 他団体との比較

(1) 経費回収率

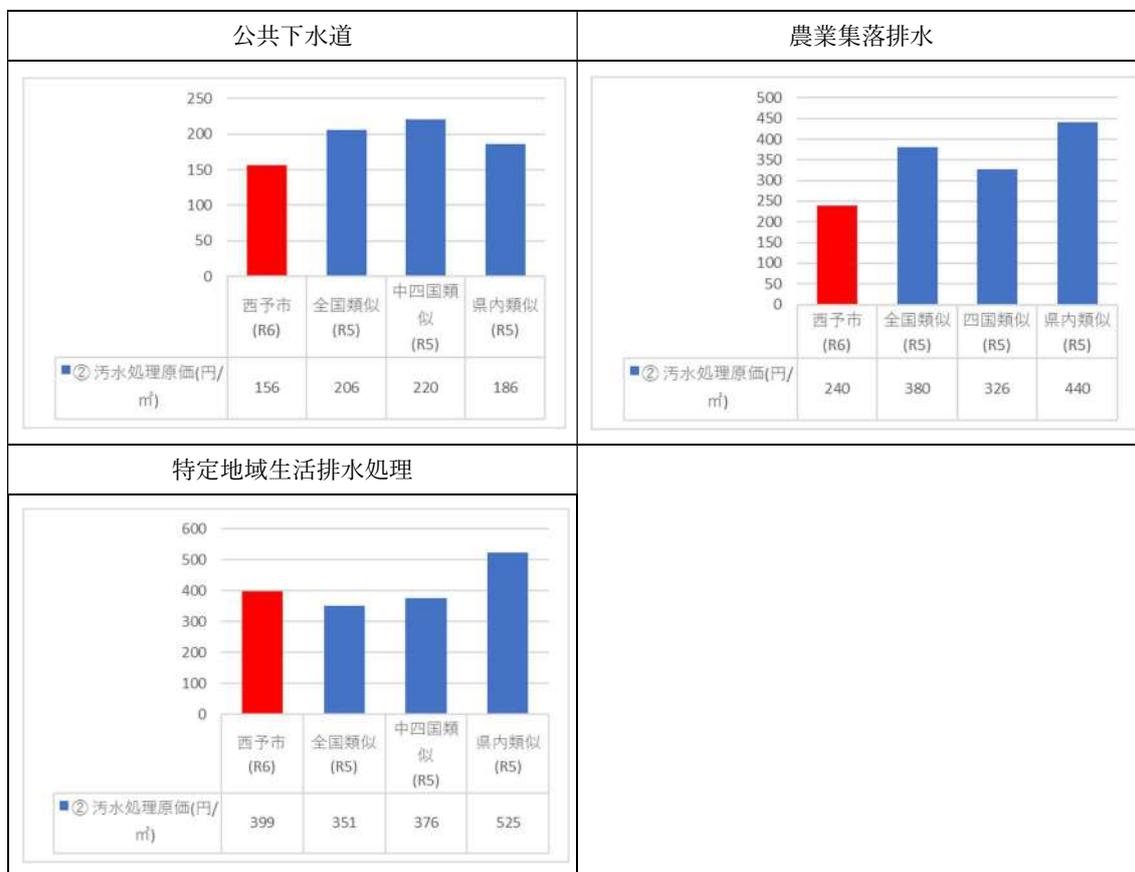
公共下水道事業は他団体と比較して高い水準にあります。一方でその他2事業は、他団体と比較して低い水準にあります。



※本市の指標は令和6年度決算数値であり、一方で比較対象団体の数値は令和5年度のものとなっています（総務省により公表されているデータが令和5年度のため）。

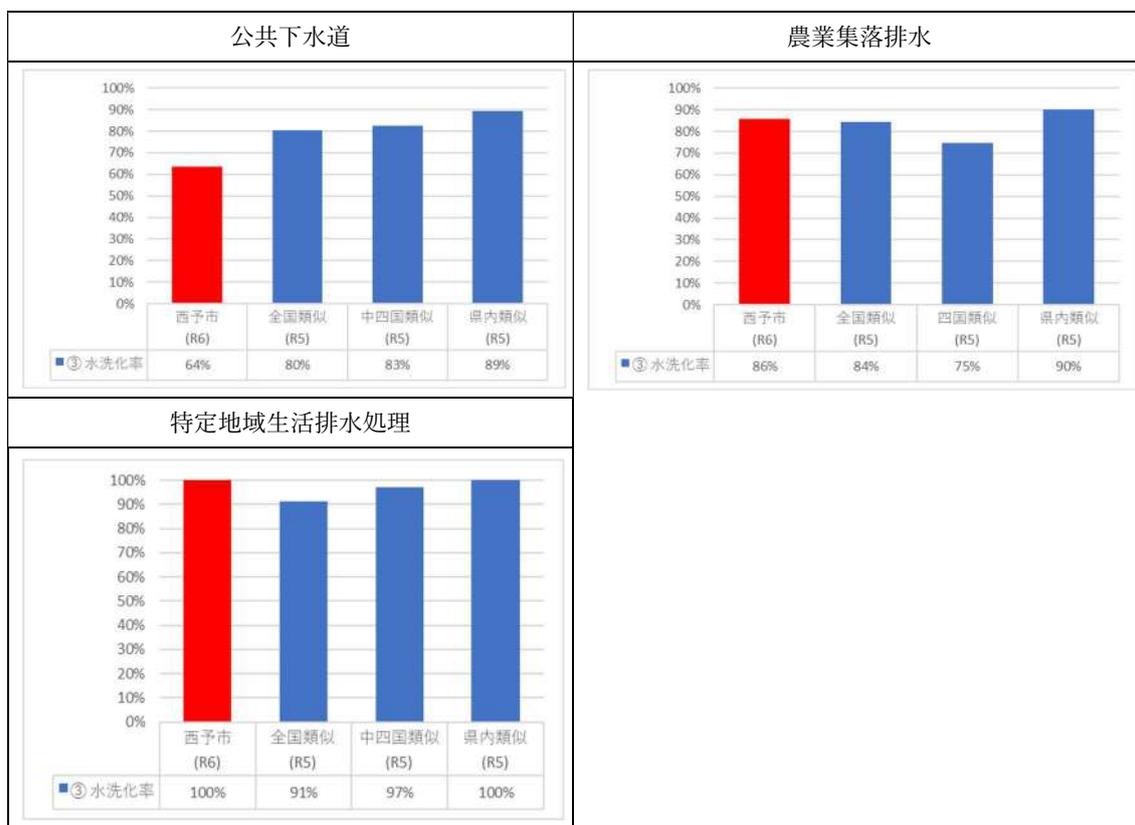
(2) 汚水処理原価

特定委地域生活排水処理事業は概ね他団体と同水準であり、その他2事業については他団体より低く、経費を抑制できています。



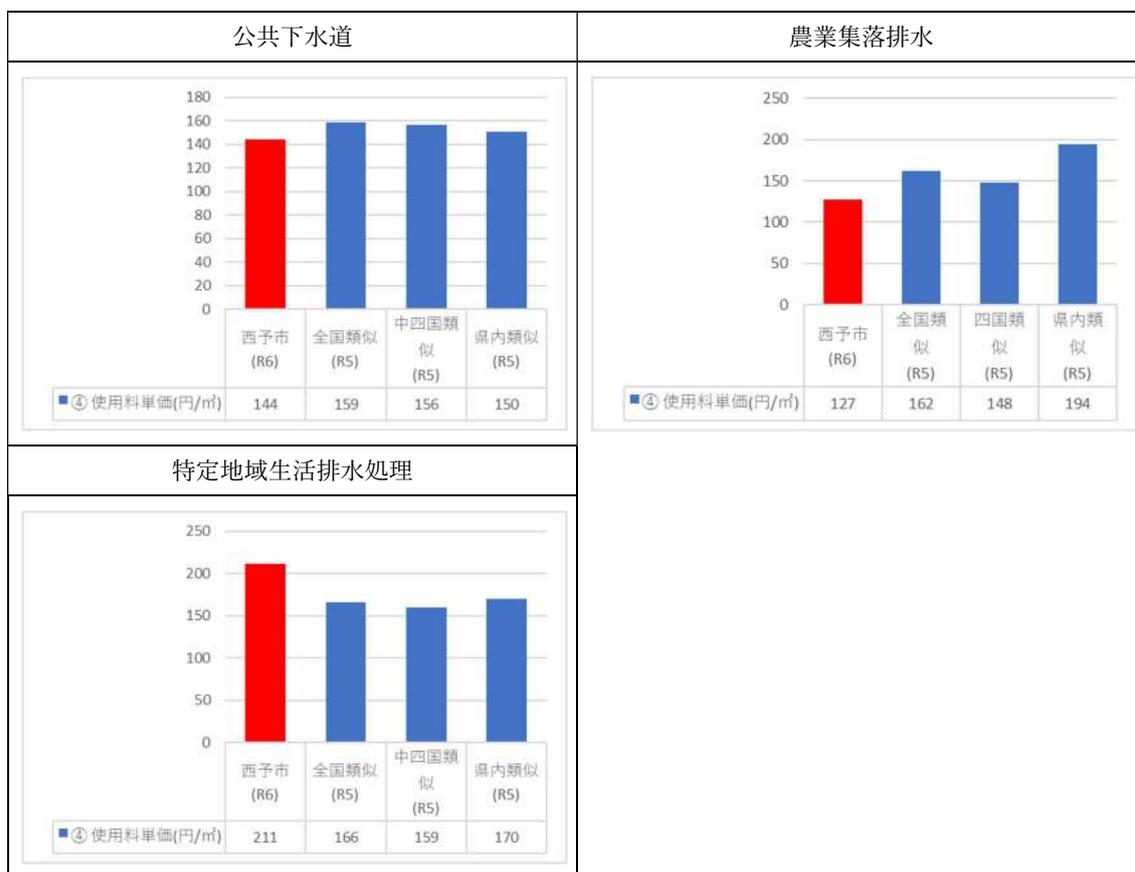
(3) 水洗化率

農業集落排水事業は他団体平均並み、特定地域生活排水処理事業は高い水準にあります。一方で公共下水道事業においては、他団体の水準を下回っており、経営改善に向けては水洗化率を向上させる必要があると言えます。



(4) 使用料単価

特定地域生活排水処理事業においては他団体と比較して高い水準にありますが、その他2事業については令和6年度に使用料改定を実施したものの、依然低い水準にあります。



第4章 経営の基本方針

4-1 基本理念

快適で衛生的な生活環境の確保と、本市の恵まれた水資源を後世に引き継ぐため、公共用水域の水質保全・向上を図ります。

4-2 基本方針

(1) 接続率の向上

本市の下水道接続率はまだ低い状況であり、接続推進に努めます。

(2) 健全な事業経営

少子高齢化・人口減少などに伴う使用料の減収と、施設・設備の老朽化による修繕費等の増加や物価上昇を総合的に勘案し、使用料改定の必要性についても継続的に検討し財源の確保を図ることで、健全な事業経営に努めます。

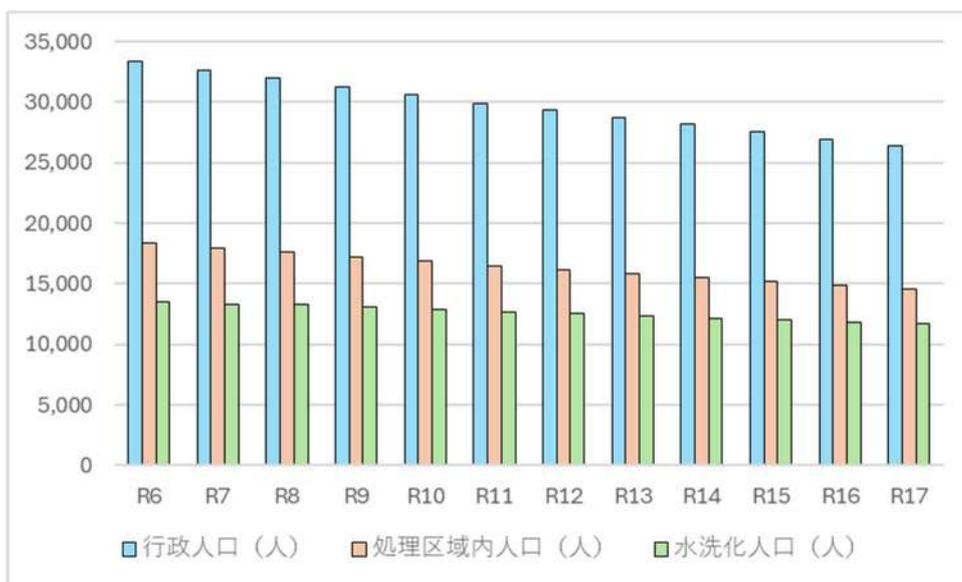
(3) 投資コストの適正化

整備区域の見直しを行い、投資規模の適正化を図ります。また、耐用年数を超える危機が発生することを考慮し、投資の平準化を合理的に進めます。

第5章 将来の事業環境

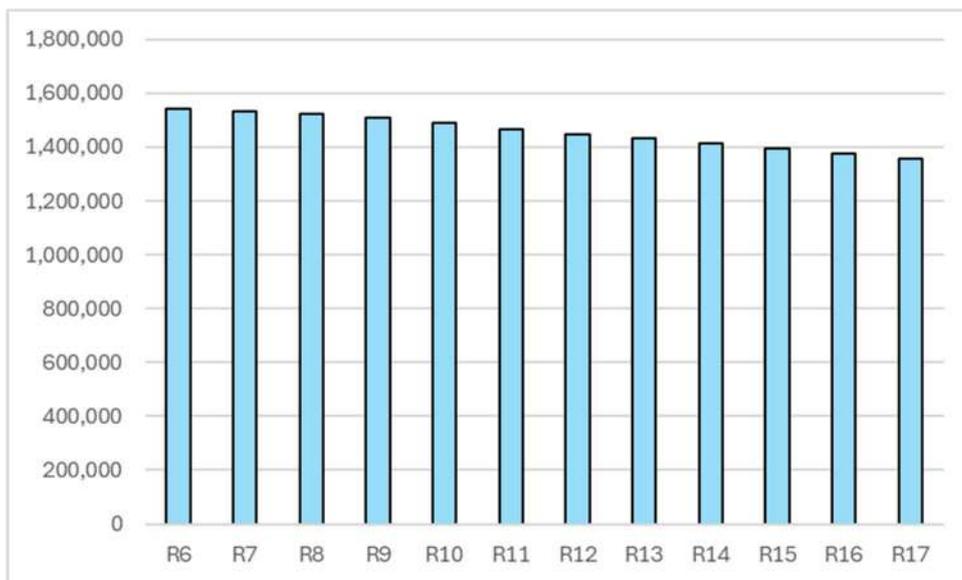
5-1 将来人口推計

行政人口は、第2期西予市人口ビジョンをもとにすると令和17年度末時点で26,437人（令和6年度比△6,889人）に減少することが予測されています。また処理区域内人口もそれに伴い減少しますが、公共下水道事業の接続率向上により、水洗化人口の減少率は、行政人口減少率に比べて緩やかになる見込みです。



5-2 将来水量推計

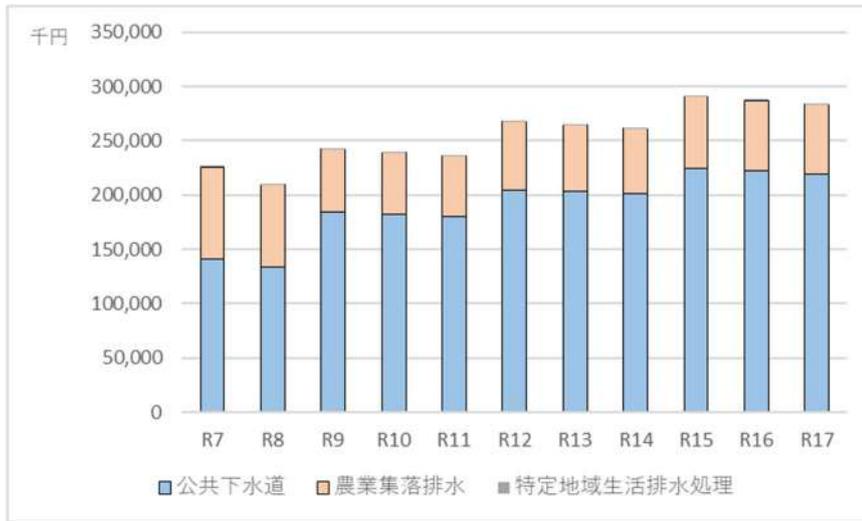
水洗化率は上昇しますが、人口減少が進むため有収水量も減少する見込みです。



第6章 投資・財政計画

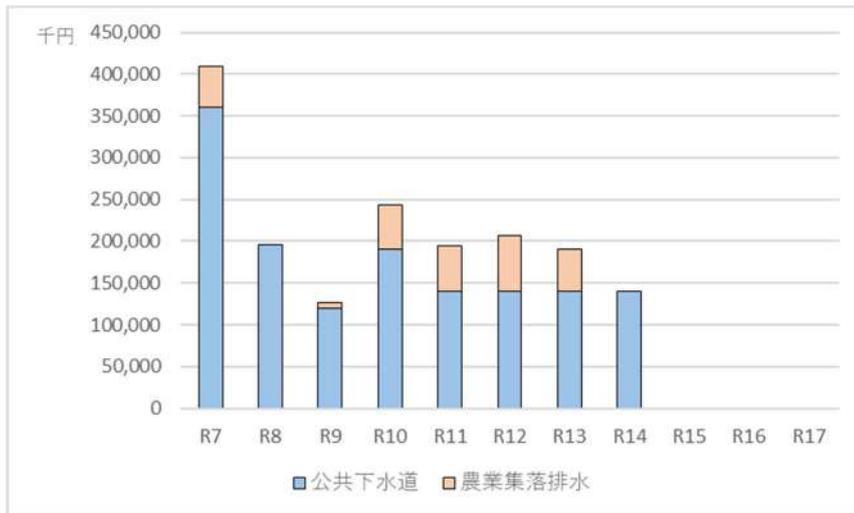
6-1 使用料収入

人口減少に伴う減収が予測されているため、段階的な使用料改定を実施する計画としています。なお、公共下水道における令和9年度の増収は、使用料改定に加えて農業集落排水事業の中川地区を統合することによるものです。



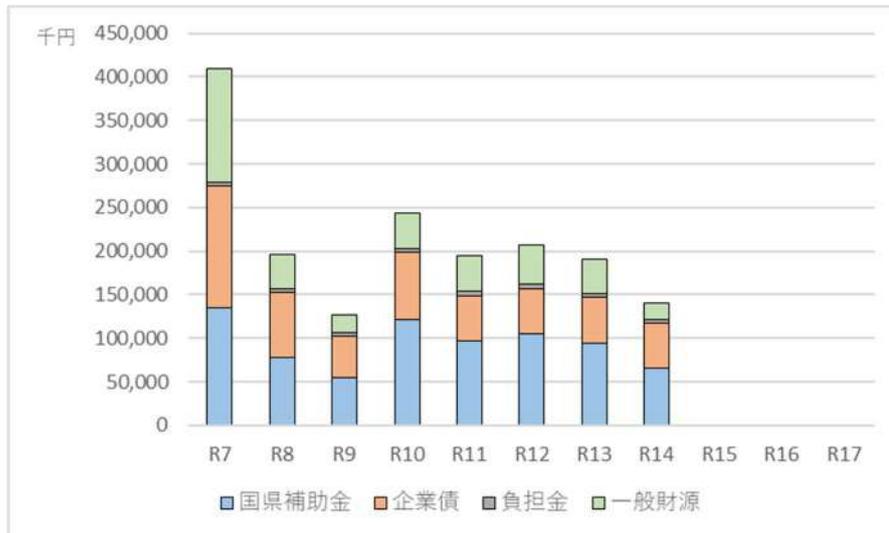
6-2 建設改良費

本市保有の有形固定資産のうち、管渠については本計画期間中に耐用年数を迎えるものは無いため、管渠更新は計画していません。しかし、処理区統合等に伴う管渠整備が発生するほか、比較的耐用年数の短い処理場等の機械及び装置は定期的に更新してまいります。



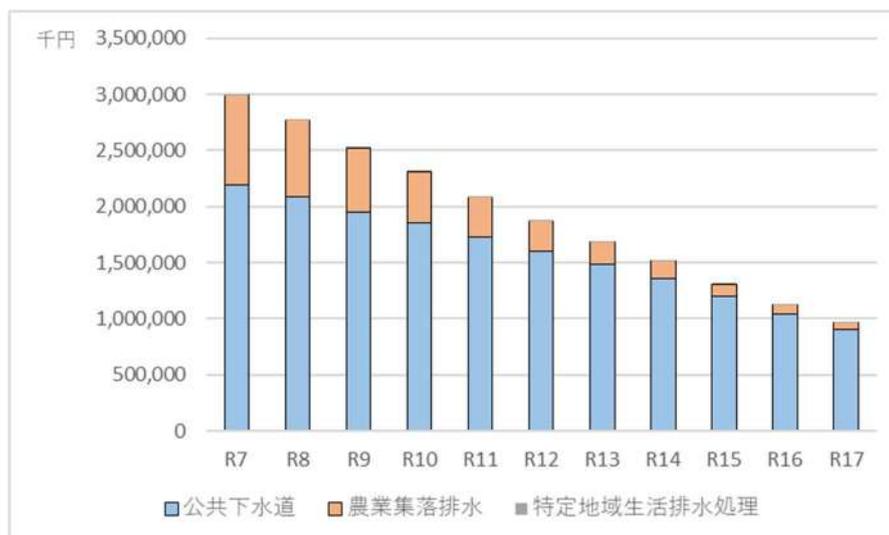
6-3 建設改良費財源

建設改良費に係る財源としては、主に国県補助金と企業債、一般財源とします。今後も引き続き現金預金残高と企業債残高のバランスを鑑み、財源配分を実施します。



6-4 企業債残高

企業債残高については、まだ設備更新需要が低いため投資財源としての企業債借入額が償還額を下回ることから、計画最終年度の令和17年度末には963,616千円となり、令和7年度末残高と比較して△2,031,627千円(△67.8%)減少する見込みです。



6-7 目標指標

本経営戦略における主な目標指標は以下の通りです。なお、目標設定年次は、本経営戦略期間の5年目と10年目で設定することとします。

➤ 主な目標指標

会計全体

指標名称	単位	R6(実績)	R12(目標)	R17(目標)
経常収支比率	%	100.4	100.0	100.0
経費回収率	%	69.7	75.0	75.0
一般会計繰入金	千円	537,598	452,000	407,000
水洗化率	%	73.4	75.0	80.0
企業債残高対下水道使用料率	%	1,498.3	750.0	400.0

公共下水道事業

指標名称	単位	R6(実績)	R12(目標)	R17(目標)
経常収支比率	%	104.8	100.0	100.0
経費回収率	%	92.3	90.0	90.0
一般会計繰入金	千円	303,068	280,000	255,000
水洗化率	%	63.6	74.2	78.0
企業債残高対下水道使用料率	%	1,895.0	800.0	400.0

農業集落排水事業

指標名称	単位	R6(実績)	R12(目標)	R17(目標)
経常収支比率	%	95.9	100.0	100.0
経費回収率	%	53.0	45.0	40.0
一般会計繰入金	千円	233,184	170,000	150,000
水洗化率	%	85.8	85.8	85.8
企業債残高対下水道使用料率	%	994.1	550.0	250.0

特定地域生活排水処理事業

指標名称	単位	R6(実績)	R12(目標)	R17(目標)
経常収支比率	%	130.1	100.0	100.0
経費回収率	%	52.9	42.0	40.0
一般会計繰入金	千円	1,346	2,000	2,000
水洗化率	%	100.0	100.0	100.0
企業債残高対下水道使用料率	%	635.1	350.0	150.0

6-8 目標指標達成に向けた具体的な取組

(1) 収入増加のための具体的取組

○ 水洗化率の向上

セグメント別における水洗化率は、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業については高水準で推移しているものの、公共下水道は他団体と比較して低い水準にあります。ただ、近年水洗化率は向上傾向にあり、引き続き未接続世帯への戸別訪問や広報活動を実施し、向上に努めてまいります。

○ 使用料改定の検討

本市では、令和6年度より使用料の一部改定を実施しましたが、それでもなお他団体と比較しても使用料水準は低く、また国土交通省が示している最低水準よりも低い状況です。このため、今後の経営状況や足もとの経済情勢を鑑みつつ、3年ごとを目途に段階的な改定を検討します。

(2) 支出削減のための具体的取組

○ 投資の平準化に向けた取組

引き続き、生活排水処理構想に基づき、リスク評価を行ったうえで、優先順位をつけながら投資の平準化を図ります。

○ 処理区の統合

令和6年度末時点において、農業集落排水には10か所の処理区がありましたが、このうち2地区（永長・神野久）を令和7年度より公共下水道に統合しました。また令和9年度を目途に中川地区の統合を実施します。これにより汚水処理が効率的に実施できるようになります。本市では引き続き、統合によって経営の効率化が図れる地域があれば、統合を検討してまいります。

○ 包括的民間委託の検討

本市においては、既に複数の業務を事業者へ委託していますが、今後の経営状況を踏まえつつ、民間の創意工夫、知識や経験をさらに活用するために、使用料の適正化の検討と併せて、包括的民間委託についても検討していきます。

6-9 投資・財政計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
		(決 算)		(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	210,421	226,649	209,788	242,850	239,572	236,245	268,141	264,870	261,591	296,875	292,866	289,136		
	(1) 料 金 収 入	210,396	226,461	209,764	242,827	239,548	236,221	268,117	264,846	261,567	296,851	292,842	289,113		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3) そ の 他	25	188	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24		
	2. 営 業 外 収 益	656,453	607,246	567,405	607,377	604,320	601,033	596,333	594,304	595,340	598,987	596,794	595,405		
	(1) 補 助 金	367,937	325,795	304,552	350,785	349,912	348,577	346,451	344,049	342,489	342,156	343,041	344,761		
	他 会 計 補 助 金	331,937	323,295	304,552	350,785	349,912	348,577	346,451	344,049	342,489	342,156	343,041	344,761		
	そ の 他 補 助 金	36,000	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	287,796	281,249	261,300	255,027	252,787	250,861	248,336	248,682	251,230	255,112	251,735	248,303		
	(3) そ の 他	720	202	1,552	1,566	1,621	1,595	1,547	1,574	1,621	1,720	2,018	2,342		
収 入 計 (C)	866,874	833,895	777,193	850,228	843,892	837,277	864,475	859,174	856,931	895,863	889,659	884,542			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	807,602	906,837	792,198	784,214	786,837	791,086	794,614	802,436	813,345	826,407	827,335	828,479		
	(1) 職 員 給 与 費	34,895	38,202	35,905	36,623	37,355	38,102	38,864	39,642	40,435	41,243	42,068	42,909		
	基 本 給	19,742	20,384	20,325	20,732	21,146	21,569	22,000	22,440	22,889	23,347	23,814	24,290		
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	15,143	17,818	15,580	15,891	16,209	16,533	16,864	17,201	17,545	17,896	18,254	18,619		
	(2) 経 費	262,504	367,395	288,449	290,251	295,723	301,305	306,998	312,806	318,729	324,771	330,934	337,220		
	動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	修 繕 費	41,135	121,998	74,614	75,494	77,004	78,544	80,114	81,717	83,351	85,018	86,719	88,453		
	材 料 費	3,039	5,955	3,154	2,808	2,864	2,921	2,979	3,039	3,100	3,162	3,225	3,290		
	そ の 他	218,330	239,442	210,680	211,949	215,856	219,840	223,904	228,050	232,278	236,591	240,990	245,477		
(3) 減 価 償 却 費	510,213	501,240	467,845	457,341	453,759	451,679	448,751	449,989	454,182	460,392	454,333	448,349			
2. 営 業 外 費 用	56,289	51,048	49,265	46,941	44,309	41,834	39,161	36,752	34,558	31,685	28,397	25,659			
(1) 支 払 利 息	51,057	48,435	47,431	44,330	41,394	38,629	35,631	32,956	30,613	27,633	24,002	20,778			
(2) そ の 他	5,232	2,613	1,835	2,611	2,915	3,204	3,530	3,796	3,944	4,052	4,396	4,881			
支 出 計 (D)	863,891	957,885	841,463	831,155	831,146	832,920	833,775	839,188	847,903	858,092	855,732	854,137			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	2,983	-123,990	-64,270	19,072	12,746	4,357	30,699	19,986	9,028	37,771	33,927	30,404			
特 別 利 益 (F)	213	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	42	70	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	171	-40	-42	-42	-42	-42	-42	-42	-42	-42	-42	-42			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	3,154	-124,030	-64,313	19,030	12,703	4,315	30,657	19,943	8,985	37,728	33,885	30,362			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	20,467	-103,563	-167,876	-148,846	-136,143	-131,828	-101,171	-81,228	-72,242	-34,514	-629	29,733			
流 動 資 産 (J)	540,435	457,862	454,468	481,903	472,460	455,454	478,561	492,111	525,662	640,701	747,371	865,765			
流 動 負 債 (K)	101,206	105,464	97,094	105,364	103,846	102,317	115,895	114,386	112,867	127,856	126,015	124,302			
うち 建設改良費分	344,497	344,643	343,590	337,016	325,322	314,338	290,589	268,206	253,707	233,215	209,194	148,691			
うち 一時借入金	296,388	296,534	295,481	288,906	277,213	266,229	242,480	220,097	205,598	185,106	161,084	100,581			
うち 未払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち 未払金	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939	47,939			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	46	80.0	61.3	56.8	55.8	37.7	31	28	12	0	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	210,421	226,649	209,788	242,850	239,572	236,245	268,141	264,870	261,591	296,875	292,866	289,136			

※上表において、各科目の千円未満を四捨五入しているため、各集計数値と整合しない場合があります。

(単位:千円)

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	
		(決 算)	(決 算) (決 見)													
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	81,300	139,000	74,600	46,900	76,800	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200	0	0	0	0	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他 会 計 出 資 金	117,578	111,039	110,862	77,176	76,689	69,699	70,701	65,939	61,053	58,730	53,509	47,478			
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	74,862	135,500	77,800	51,150	89,650	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	0	0	0	0	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工 事 負 担 金	6,940	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977	
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	280,680	389,516	267,239	179,203	247,116	190,876	191,878	187,116	182,230	62,707	57,486	51,455			
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	280,680	389,516	267,239	179,203	247,116	190,876	191,878	187,116	182,230	62,707	57,486	51,455			
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	218,534	359,837	196,452	120,058	190,058	140,758	140,758	140,758	140,758	140,758	0	0	0	0
		うち職員給与費	16,171	17,713	17,713	17,713	17,713	17,713	17,713	17,713	17,713	17,713	0	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	188,038	180,722	178,692	177,189	178,280	174,087	178,912	175,574	171,546	166,468	152,253	138,235		
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	406,573	540,559	375,144	297,247	368,338	314,845	319,670	316,332	312,304	166,468	152,253	138,235				
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)	125,892	151,043	107,904	118,044	121,222	123,969	127,793	129,217	130,074	103,761	94,767	86,780				
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	144,916	87,326	123,904	155,708	150,740	145,642	167,700	162,908	158,036	179,632	175,565	171,214			
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	0	63,717	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)	144,916	151,043	123,904	155,708	150,740	145,642	167,700	162,908	158,036	179,632	175,565	171,214				
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)	2,230,409	2,188,687	2,084,595	1,954,306	1,852,826	1,730,938	1,604,226	1,480,852	1,361,506	1,195,038	1,042,785	904,551				

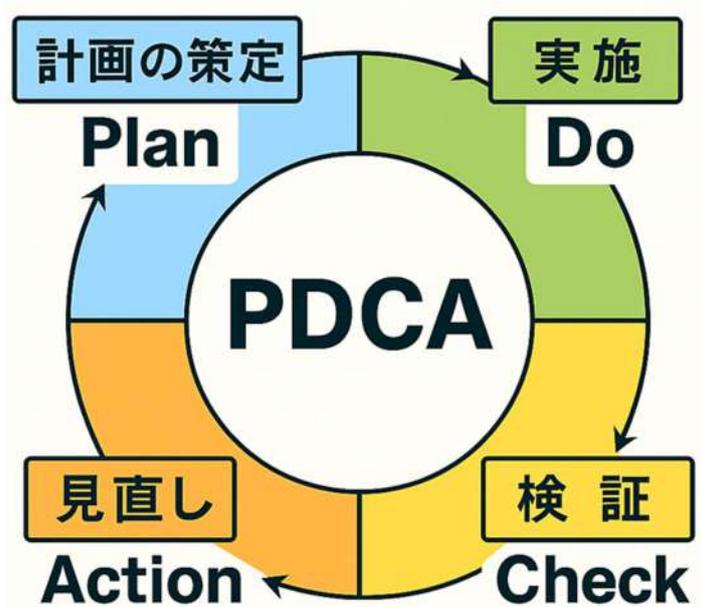
※上表において、各科目の千円未満を四捨五入しているため、各集計数値と整合しない場合があります。

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の推進のため、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

また、経営戦略の計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間ですが、5年後の令和12年度に見直し（ローリング）を行う予定です。経営戦略の投資・財政計画に対する実績との乖離を検証するだけでなく、将来予測や「収支ギャップ」の解消に向けた取り組み等についても検証し、必要な見直しを行っていきます。

また、見直しの際に評価・分析を行い、その結果を次の経営戦略に反映させるPDCAサイクル「計画の策定（Plan）-実施（Do）-検証（check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を住民のみなさまへ公表し、更なる経営の健全化に取り組めます。



参考 各用語の説明

○公共下水道（こうきょうげすいどう）

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』（下水道法第2条第3号）。公共下水道の設置・管理は、原則として市町村が行います。

○有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

○汚水処理水量（おすいしよりすいりょう）

下水道施設に流入する水量のうち、雨水処理水量を除いた部分の水量。

○有収率（ゆうしゅうりつ）

年間有収水量÷年間汚水処理水量を%で表したものの。

○汚水処理原価（おすいしよりげんか）

有収水量当たりの汚水処理費用のことを指します。

○使用料単価（しょうりょうたんか）

有収水量当たりの使用料収入のことを指します。

○経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

下水道等使用料収入で、汚水処理費用をどれだけ賄えているかを数値的に表した指標です。この指標は、100%以上であることが企業として求められています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となり、経営戦略によって経費回収率の向上を図ることが求められています。（総務省 HP 一部引用）

○水洗化人口

「供用開始済」区域内で、実際に下水道へ接続している人口。

○供用開始区域人口（きょうようかいしくいきじんこう）

下水道が利用できるようになった区域内の人口

○下水道処理人口普及率（げすいどうしよりじんこうふきゅうりつ）

下水道を利用できる人口の割合

$$\text{普及率(\%)} = \text{供用開始区域内人口} / \text{行政人口} \times 100$$

○水洗化率（すいせんかりつ）

$$\text{水洗化率(\%)} = \text{水洗化人口} / \text{供用開始区域内人口} \times 100$$

○地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業（水道事業・病院事業・下水道事業など）

○損益計算書（そんえきけいさんしょ）

一定期間での「費用」「収益」を表示した企業の利益が分かる経営成績表

○貸借対照表（たいしゃくたいしょうひょう）

一定時点での「資産」「負債」「純資産(資本)」を表示した企業の財産表。会社の規模や財政状態の健全性、短期的な支払能力などが分かる。

○企業債（きぎょうさい）

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす
地方債